

2020年5月11日

お客様、ご利用者様ならびにご関係の皆様

エス・イー・シーエレベーター株式会社

弊社製エレベーターの戸開走行保護装置(UCMP)大臣認定不適合について
－不適合物件への対応、原因及び再発防止について－

謹啓

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が販売、納入したエレベーターにおいて、戸開走行保護装置(UCMP)の大臣認定仕様に
対し84台の不適合が判明し、2018年8月3日に公表させて頂くとともに、同日国土交通省から報道発表
が行われております。

この大臣認定不適合に係る不適合物件への対応、原因及び再発防止について以下の通り報告させて
頂きます。

1) 不適合の内容

かご自重、昇降行程、定格積載量が認定仕様と相違。

2) 不適合物件への対応

不適合物件(84台)について、所有者に対し、改善方針(巻上機の交換又は新たな大臣認定を
取得)について説明を実施済。3台について巻上機の交換済み。残りについては、新たな大臣認定
取得^{*1}または改修^{*2}のいずれかにより対応予定。

※1令和2年夏を目途に指定性能評価機関による評価を終了し、大臣認定の申請を行うことを予定。

※2改修内容は、巻上機の交換又はロープグリッパー(大臣認定適合仕様)の取り付け。令和2年冬までを
目途に改修終了予定。

3) 原因

- ・受注時及び設計時において大臣認定の適合性を考慮していなかった。
- ・受注時から出荷時まで大臣認定の適合性を確認するプロセスがなかった。
- ・組織として大臣認定の適合性確保に対する認識がなかった。

4) 再発防止策

- ・設計部門に戸開走行保護装置の大臣認定の適合性を確認する担当者を配置。
- ・業務フロー等を見直し、受注時、設計時、出荷時に大臣認定の適合性を確認するプロセスを導入。
- ・大臣認定に適合しない仕様について設計書等が発行できないなどのシステム改修(今後予定)。
- ・大臣認定の適合性確保に係る社員への周知・教育の実施。

大臣認定不適合の公表から不適合物件への対応につき時間を要し、お客様及び関係者の皆様には、
大変ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の大臣認定不適合を発生させた事態を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

謹白